

障害者福祉のしおり



立科町マスコットキャラクター
しいなちゃん

立科町 

2020年4月

目 次

	ページ
1 障害者手帳について	2
2 医療の給付等を受けるには	3
1 更生医療・育成医療の給付	
2 精神通院医療費の給付	
3 福祉医療費制度	
3 年金・手当・補助金を受けるには	4
1 年金	
(① 障害基礎年金 ② 障害厚生年金)	
(③ 心身障害者扶養共済 ④ 特別障害給付金)	
2 手当	
(① 特別児童扶養手当 ② 児童扶養手当)	
(③ 特別障害者手当 ④ 障害児福祉手当)	
(⑤ 重度心身障がい者介護慰労金 ⑥ 立科町難病等通院費補助金)	
4 補装具・日常生活用具の給付	7
1 補装具の交付・修理	
2 日常生活用具の給付・貸与	
3 紙おむつ購入費の補助	
4 軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費用の助成	
5 各種割引制度	8
1 運賃等の割引	
(① 鉄道運賃 ② タクシー運賃 ③ バス運賃 ④ 航空運賃)	
(⑤ 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金)	
(⑥ 福祉型デマンドタクシー)	
2 NHKの受信料の免除	
3 携帯電話の割引	
4 郵便料金の免除	
5 点字ゆうパック等の特例運賃	
6 税の控除と減免	11
1 所得税及び住民税の障害者控除	
2 普通自動車・軽自動車に対する税金の減免	
7 障がいに関するサービス	13
(① 地域活動支援センター ② 日中一時支援事業 ③ 移動支援事業)	
(④ タイムケア事業 ⑤ 訪問入浴サービス ⑥ 住宅改良促進事業)	
(⑦ 自動車改造費の助成 ⑧ 意思疎通支援者派遣事業 ⑨ 盲導犬飼育助成)	
(⑩ 出張美容サービス ⑪ ヘルプマーク ⑫ 信州パーキングパーミット制度)	
8 障がい福祉サービス	16
9 障がい児を対象としたサービス	18
10 成年後見制度	19
11 相談機関等	19

利 用 さ れ る 皆 様 へ

国や県、町などでは、障がいのある方のために様々な福祉施策を行っています。

本書では各種福祉制度等の概要を簡単にまとめてありますので、ご活用ください。

本書は令和2年3月現在の状況で作成したものになります。施策によっては記載の内容から変更されている場合もありますので、詳細は町民課 保健福祉係、または各種制度の窓口等にお問い合わせください。

また、手当や年金等の対象となる障がい程度は、制度ごとに個別に定められており、手帳に記載されている等級と異なる場合がありますのでご注意ください。

なお、介護保険サービスを利用できる方（65歳以上の方または40歳から64歳までの介護保険の該当となる疾病がある方）や、すでに介護保険を利用している方は介護保険のサービスが優先されます。介護保険との関係についてただし書きをしている制度については事前にお問合せください。

※「障害」の標記について

長野県では、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と標記しています。（ただし、法令の名称や用語、外の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合等は除きます。

1 障害者手帳について

次の障害者手帳を取得されると、必要な相談や福祉サービスを利用することができます。

窓口は町民課保健福祉係です。

○身体障害者手帳

内容	身体障害者福祉法に定められた身体障害に該当すると認められた方に交付されます。障がいの程度により、1～6級の区分があります。		
必要書類	新規	・ 交付申請書・医師診断書・写真（4×3 cm無帽正面）	
	再交付	程度変更	・ 再交付申請書・医師診断書・写真（4×3 cm無帽正面）
		紛失破損	・ 再交付申請書・写真（4×3 cm無帽正面）
その他	住所や氏名、等級が変わったときは、変更の手続きが必要です。死亡されたとき、非該当になった場合は返還となります。		

○療育手帳

内容	知的障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障のある方に交付されます。18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は知的障害者更生相談所で判定します。		
必要書類	新規	18歳未満	・ 申請書・写真（4×3 cm無帽正面）
		18歳以上	・ 申請書・調査書・医師診断書・写真（4×3 cm無帽正面）
	再交付	再判定	本人・保護者から児童相談所、更生相談所に直接再判定申し込みを行います。
		紛失破損	・ 申請書・写真（4×3 cm無帽正面）
その他	本人又は保護者の住所や氏名、等級が変わったときは、変更の手続きが必要です。死亡されたとき、非該当になった場合は返還となります。		

○精神障害者保健福祉手帳

内容	精神疾患（知的障がいを除く）のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。		
必要書類	新規		・ 申請書・医師診断書又は精神障がいを事由とする年金証書の写し（年金証書の場合は同意書・年金振込通知を添付） ・ 写真（4×3 cm無帽正面）
	更新		・ 申請書・医師診断書又は精神障がいを事由とする年金証書の写し（年金証書の場合は同意書・年金振込通知を添付）
	再交付	紛失破損	・ 再交付申請書・写真（4×3 cm無帽正面）
	その他	住所や氏名、等級が変わったときは、変更の手続きが必要です。死亡されたとき、非該当になった場合は返還となります。	

2 医療の給付等を受けるには

1 更生医療・育成医療の給付（身体障害者）

内 容	身体上の障がいの除去や、程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。世帯の所得に応じて自己負担上限額が設定されます。
対象者	① 視覚障がい 角膜移植術・水晶体摘出術・網膜剥離手術など ② 聴覚障がい 鼓膜穿孔閉鎖術・人口内耳・外耳・外耳道の形成術など ③ 音声言語等障がい 形成術・人口喉頭・唇顎口蓋裂の歯科矯正など ④ 肢体不自由 人口関節置換術・切断端形成術・理学療法など ⑤ 内部障がい 人口弁置換術・ペースメーカー埋込術・人工透析 腎移植術・中心静脈栄養法・抗H I V療法 免疫調節療法、内臓障害など
窓 口	町民課 保健福祉係（Tel0267-88-8407）

2 精神通院医療費の給付

内 容	精神疾患による通院に要する医療費の一部を公費負担します。
対象者	精神の病気のため通院し、医療を受ける方 （医師の診断書に基づいて県の判定があります）
窓 口	町民課 保健福祉係（Tel0267-88-8407）

3 福祉医療費制度（重度心身障がい児者医療費給付）

内 容	重度の心身障がい者等が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。		
対象者	区分	所得制限	
		本人	配偶者・扶養義務者等
	身体障害者手帳1級・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
	身体障害者手帳3級	所得税非課税者	
	療育手帳A1・A2・B1	特別障害者手当準拠	
	65歳以上国民年金法施行令別表該当		
精神障害者保健福祉手帳交付者	特別障害者手当準拠		
窓 口	町民課 保健福祉係（Tel0267-88-8407）		
手 続	給付対象となる方は、担当窓口にて「立科町福祉医療費資格取得申請書」を記入し、「受給者証」の交付を受けてください。		

3 年金・手当・補助金を受けるには

1 年金

①障害基礎年金

内 容	国民年金に加入している人が病気やけがのために日常生活が著しく制限を受ける状態になった時に受けられます。	
対象者	次の要件をすべて満たす人に支給されます。	
	①初診日に関する要件	初診日において次のア又はイに該当すること。 ア 国民年金の被保険者であること イ 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること
	②障害認定日に関する要件	障害認定日（原則として初診日から起算して1年6月を経過した日）においてその傷病により国民年金法施行令別表で定める1級又は2級の障がいの状態に該当すること。
	③保険料納付要件	・初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるものについては、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上あること。 ・又は、初診日が平成28年4月1日以前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。
	20歳前の初診日にかかる障がいについては、①・③の要件に該当しなくても、20歳以降に一定以上の障がいの状態にあれば支給されます。	
窓 口	町民課 住民係（TEL0267-88-8404）	

②障害厚生年金

要件等	次の要件をすべて満たす人に支給されます。
	<p>① 厚生年金加入中に初診日があること</p> <p>② 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること</p> <p>ただし、初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。</p> <p>※ 障害認定日において、一定以上の障がいがない人が事後において一定以上の障がい状態になった場合にも支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障がい状態に至った人に限ります。（65歳前に請求することが必要です）</p> <p>（支給制限）他の公的年金を受けることができる場合には支給が制限されることがあります。</p>
窓 口	小諸年金事務所（TEL0267-22-1082）

③心身障害者扶養共済

内 容	心身障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、扶養されていた心身障がい者に年金を支給するものです。
要件等	障がいのある方（身体障がい者1～3級、知的障がい者及び精神障がい者等）を扶養している保護者（父母・配偶者など）で、次の要件をすべて満たしていること。 ① 県内に住所があること ② 年齢（基準日：毎年4月1日）が65歳未満であること ③ 特別な疾病又は障がいのない健康状態であること 【掛 金】 加入時の年齢により段階があります。
窓 口	町民課 保健福祉係（Tel0267-88-8407）

④特別障害給付金

要件等	下記①又は②に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障がいの状態にある方。 ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者 *ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。 又、請求についても65歳に達する日の前日までに行う必要があります。
支給額	障害の程度が障害基礎年金の1級相当又は2級相当により額が異なります。 なお、支給額は年度ごとに変動します。 支給額、その他詳しくは日本年金機構のHPをご確認ください。
窓 口	町民課 住民係（Tel0267-88-8404）

2 手当

①特別児童扶養手当

要件等	重度もしくは中度の身体障がいまたは知的障がい、精神障がいの在宅障がい児（20歳未満）を養育・監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している方に支給されます。所得制限があります。
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

②児童扶養手当

要件等	父母の離婚などにより、児童（18歳未満の在宅児童又は20歳未満の障がい児）を養育しているひとり親、父母に重度の障がいがある家庭、父母にかわって児童を養育している方に対し支給されます。所得制限があります。
窓口	町民課 子育て支援係（TEL0267-88-8405）

③特別障害者手当

要件等	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者（該当する障がい重複する方、又はそれと同等以上の方）に支給されます。所得制限があります。
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

④障害児福祉手当

要件等	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の障がい児（20歳未満）に支給されます。 所得が一定額を超える場合や障がいを事由とする年金を受給している場合は対象となりません。
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

⑤重度心身障がい者介護慰労金

要件等	特別障害者手当に該当する程度の障害を有する重度心身障がい者（3歳以上）と同居し、常時複雑な介護を6ヶ月以上している方に介護慰労金を支給します。
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

⑥立科町難病等患者通院費補助金

要件等	指定難病により特定疾病医療費の支給認定を受けている方、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている方、自立支援医療（精神通院医療）受給者、人工透析等治療のため通院している方に交通費の一部を助成します。 【補助額】 交通費の2分の1以内 【申請時期】 1月～12月分を翌年1月末までに申請
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

4 補装具・日常生活用具の給付

1 補装具の交付・修理

給付概要	<p>身体障害者手帳を持っている方、及び難病患者等の身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理・借受けにかかる費用の補助を受けることができます。</p> <p>【種目】義肢（義手、義足）、装具（上肢、下肢、靴型、体幹）、車いす（電動式含む）、歩行補助杖、歩行器、盲人安全杖、眼鏡、義眼、補聴器、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、座位保持装置等</p> <p>補装具ごとに障害等級などの支給要件があります。種目によっては更生相談所等で判定を受ける必要があります。</p> <p>自己負担は原則10%ですが、所得に応じて一定の負担上限があります。</p> <p>※介護保険により給付を受けることのできる補装具（既製品の車いす等）は、介護保険法による給付・貸与が優先となります。</p>
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

2 日常生活用具の給付・貸与

給付概要	<p>在宅の重度障がい児（者）及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具用の給付・貸与がされます。</p> <p>【種目】 肢体不自由：入浴補助具、歩行支援用具、特殊寝台等 視覚障がい：盲人用テープレコーダー、時計、体温計、点字図書等 聴覚障がい：屋内信号装置、情報受信装置等 内部障がい：ストマ用具、紙オムツ等 知的障がい：特殊マット、特殊便器、頭部保護帽等</p> <p>他にも様々な用具がありますので、詳しくは担当係へご相談ください。</p> <p>所得に応じて費用の一部負担があります。</p> <p>※介護保険により給付を受けることのできる種目（入浴補助具等）は介護保険法による給付・貸与が優先されます。</p>
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

3 紙おむつ購入費の補助

補助概要	<p>在宅の重度心身障がい者（65歳未満）で、常時紙オムツを使用している者に購入費を助成します。（長期入院者を除く）</p> <p>※65歳以上の方は高齢者支援係が窓口となります。</p> <p>【補助額】 月額5,000円以内</p> <p>【申請時期】 1月～12月分を翌年1月末までに申請</p>
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

4 軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費用等の助成

要件等	<p>18歳未満の軽度・中等度難聴児に対して補聴器購入費用等の一部が助成されます。</p> <p>【補助額】 基準額または補聴器の購入にかかった費用のいずれか低い額の3分の2以内</p>
窓口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）

5 各種割引制度

1 運賃等の割引

①鉄道運賃

対 象 者	第1種身体障害者 第1種知的障害者 介護者	第2種身体障害者 第2種知的障害者	指定救護施設（障がい 児入所施設）等の入所 児者
普通乗車券	単独又は介護者ともに 乗車船する場合	単独で乗車船する場合	単独又は介護者ともに 乗車船する場合
	*単独の場合、片道営業距離数が 100 kmを超える 区間		
定期乗車券	介護者とともに乗車船 する場合 *12歳未満の障がい者 の場合、介護者のみ が対象	12歳未満の障がい者が介 護者とともに乗車船する 場合 *12歳未満の障がい者の 場合、介護者のみが対 象	-----
回数乗車券	介護者とともに乗車船 する場合	-----	-----
急行券	介護者とともに乗車船 する場合	-----	-----
割 引 率	50%		
手 続	みどりの窓口で手帳を呈示し、口頭又は申込書をも って割引乗車券を購入してください。 大人の第1種障害者及びその介護者が片道 100km 以内の普通片道乗車券を購入する場合は、 自動券売機で購入した小人用乗車券でも乗車船す ることができます。ただし、乗降に伴う改札の際に、 手帳の呈示が必要です。		指定救護施設の代表 者が発行する割引証を みどりの窓口で呈示 し、割引乗車券を購入 してください。

* 上記については、JR各社の経営する鉄道等の適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。（しなの鉄道及び上田電鉄では精神障害者保健福祉手帳所持者に対しても、普通乗車券・定期乗車券の5割引を行っています。）

②タクシー運賃

要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者（一部事業者）に対しタクシー運賃が1割引になります。 ・相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については、割引対象となります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です。 ・事業者によって取扱いが異なる場合もあります。ご利用の際お尋ねください。
手 続	乗車の際、運転者に手帳を呈示してください。

③バス運賃

要件等	普通乗車券が5割引になります。(定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問い合わせください)
対象者	・身体障害者手帳、療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者につきましては、各会社の判断によります
手続	手帳を乗車券発売窓口で呈示し割引乗車券を購入、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。

④航空運賃（国内線のみ）

要件等	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者（1名） ・事業者によって取扱いが異なる場合もあります。ご利用の際お尋ね下さい。
手続	手帳を窓口で呈示してください。

⑤有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金

適用範囲	障がい者本人が運転する場合	介護者が運転する場合（本人含む）
対象者	すべての身体障がい者	第1種身体・第1種知的障害者
自動車の範囲	身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等（営業用を除く）	障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等（営業用を除く）
割引率	50%以内	
手続	あらかじめ町民課保健福祉係において、手帳に自動車登録番号等の記載を受ける必要があります。利用の際は料金所において認定の記載を受けた手帳を呈示してください。	
必要書類	<p>次の書類を持参し役場窓口までお越しください。</p> <p>①自動車検査証（車検証） ②身体障害者手帳（又は療育手帳） ③免許証（主に運転する方のもの）</p> <p>※なお、ETCを利用する場合は下記書類も併せて必要です。</p> <p>④本人名義のETCカード（障がい児のみ親名義可） ⑤ETC車載器セットアップ証明書</p>	

⑥福祉型デマンドタクシー

内容	要件を満たす方が町内の移動に限り利用券を提出することで1乗車600円でタクシーが利用できる制度です。
要件等	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持しており最寄りのバス停まで歩いていくことが困難な方で運転手の一部介助で乗降可能な方、又は乗降困難な場合は介助者の同乗をお願いできる方。 (事前に下記窓口にて申し込みが必要です)
窓口	企画課 企画振興係 (TEL0267-88-8403)

2 NHKの受信料の免除

対象者	次に該当する場合、免除が受けられます。 ①全額免除 障害者手帳をもっている方のいる世帯で、世帯全員が町民税非課税の場合 ②半額免除 世帯主が以下のいずれかの障がいの程度である場合 ・視覚又は聴覚の障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳をお持ちの方で障害等級が1級又は2級の方 ・療育手帳をお持ちの方で重度（A1判定）の方 ・精神障害者福祉手帳をお持ちの方で障害等級が1級の方
窓口	町民課 保健福祉係（Tel0267-88-8407）又は NHK長野放送局（Tel0570-077-077）

3 携帯電話の割引

対象者	携帯電話の基本使用料金等各種サービス使用料金が割引になります。
窓口	各携帯電話事業者

4 郵便料金の免除

概要	以下に該当する点字郵便物、特定録音物等の郵便物の郵便料金が無料になります。 (ただし、速達、書留等の特殊取扱いは有料です。) ・点字郵便物は点字のみを内容とするものを指します。 ・特定録音郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので日本郵便株式会社の指定する施設が発受するものを指します。 ・点字郵便物、特定録音物等郵便物ともに重量は3kgまでで、開封とし郵便物の表面左上部（横に長いものは表面右上部）に「点字用郵便」と明瞭に記載。
窓口	郵便局

5 点字ゆうパック等の特例運賃

対象	備考
点字ゆうパック (点字のみを内容とするもの)	・重量は30kgまで ・ラベル摘要欄に「点字ゆうパック」と記載 ・サイズ区分により100円～730円
心身障がい者用ゆうメール (重度の身体障がい又は程度が重い知的障害の方と一定の図書館との間で発受される冊子とした印刷物を内容とするもの)	・重量は3kgまで ・表面に「図書館用ゆうメール」と記載 ・重量により92円～310円
聴覚障がい者用ゆうパック (聴覚障がい者と日本郵便株式会社の指定する施設との間で発受される聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とするもの)	・重量は30kgまで ・ラベル摘要欄に「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載 ・サイズ区分により100円～730円

いずれも窓口は郵便局

6 税の控除と減免

1 所得税及び住民税の障害者控除（児・者）

本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合、所得税及び住民税の計算において次の金額を所得から控除することができます。

(1) 要件等

区分	障害の程度	控除額			
		本人が障がい者※		控除対象配偶者又は扶養親族が障がい者	
		所得税	住民税	所得税	住民税
障がい者	身体障害者手帳 3～6 級	27 万円	26 万円	27 万円	26 万円
	療育手帳 B 1・B 2				
	精神障害者手帳 2・3 級				
特別障がい者	身体障害者手帳 1・2 級	40 万円	30 万円	40 万円	30 万円
	療育手帳 A 1・A 2				
	精神障害者手帳 1 級				
	特別障がい者の方と同居している場合（同居特別障がい者）	/		75 万円	53 万円

※「本人が障がい者」のうち、前年の合計所得金額が 125 万円以下の場合、その住民は非課税となりますが、住民税申告が必要となる場合があります。

※退職所得に対する分離課税に係る所得は非課税となりません。

(2) 手続き

確定申告、住民税申告、又は勤務先の年末調整で手続きしてください。

(3) 問い合わせ

総務課 税務係（TEL0267-88-8402）

2 普通自動車・軽自動車に対する税金の減免（児・者）

障がい者本人が運転する自動車又は障がい者と生計を一にする方が障がい者のために使用している自動車（普通自動車又は軽自動車いずれか1台）については、自動車に対する税金が減免されます。

（1）障がい要件

区 分		手帳の等級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
身体 障害者 手帳	視覚障がい	●	●	●	●			
	聴覚障がい		●	●				
	平衡機能障がい			●				
	音声機能障がい			○				
	上肢不自由	●	●					
	下肢不自由	●	●	●	○	○	○	
	体幹不自由	●	●	●		○		
	乳幼児期以前の非進行性脳病 変による運動機能障がい	上肢機能	●	●				
		移動機能	●	●	●	○	○	○
	心臓機能障がい	●		●				
	じん臓機能障がい	●		●				
	呼吸器機能障がい	●		●				
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	●		●				
	小腸の機能障がい	●		●				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	●	●	●				
肝臓機能障がい	●	●	●					
療育手帳	本人、生計同一者ともに対象要件同一				総合判定A			
精神障害者保健福祉手帳					1級			

※ ●：本人、生計同一者ともに対象 ○：本人運転のみ対象

（2）使用要件（次のいずれかの用途で使用すること）

- ア 障がいのある方ご本人が運転すること
- イ 障がいのある方の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がいのある方と生計を一にする方が運転すること
- ウ 障がいのある方（障害のある方のみで構成される世帯の方に限ります。）の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がいのある方を日常的に介護する方が運転すること

（3）所有要件（障害のある方一人につき、自家用自動車（軽自動車を含む）1台）

- ・ 車検証の所有者及び使用者が障がい者本人となっている車両（一部例外あり）

（4）問い合わせ

- ア 自動車税 東信県税事務所（佐久地域振興局内）（TEL0267-63-3111）
- イ 軽自動車税 総務課 税務係（TEL0267-88-8402）

7 障がいに関するサービス

障がいの状況に応じて以下の様々なサービスを受けることができます。

①地域活動支援センター

内 容	社会生活への適応性を高めるための創作活動や生産活動を行ったり、交流の場の提供などをする通所施設です。
窓 口	たてしなふれ愛園 (Tel0267-56-3721)

②日中一時支援事業

内 容	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
対象者	身体障がい者（児）、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

③移動支援事業

内 容	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活・社会参加の促進を図ることを目的としています。
対象者	外出時に支援が必要と認めた下記の者 身体障がい者（児）、精神障がい者（児）、知的障がい者（児）
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

④タイムケア事業

内 容	心身障がい児（者）が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録した事業者に介護を依頼できる制度です。
対象者	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、重度身体障がい者、精神障がい者とその家族
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

⑤訪問入浴サービス事業

内 容	移動入浴車を自宅に派遣し、入浴の機会を提供します。
対象者	家庭での入浴が困難な 64 歳以下の在宅の重度身体障害者 ※介護保険から給付を受けられる方は介護保険法が優先となります。
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

⑥ 住宅改良促進事業補助

内 容	重度身体障がい者（65歳未満）が日常生活の一部を自力で行えるよう、住宅を整備する場合に補助します。居室・浴室・便所等の整備が対象で70万円を限度とし、経費の補助をします。（1割自己負担）
対象者	・1～3級の身体障害者手帳所持者（食事、排便、寝起き等の日常生活において常時介護を要する者）で前年の所得が8万円以下の世帯 *65歳以上の方は高齢者係へご相談ください。
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

⑦自動車改造費の助成

内 容	身体障がい者の自動車改造に要する費用の一部を助成します。
対象者	以下の要件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・自らが所有し運転する自動車の手動装置の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者 ・前年の所得税が、当該年の特別障害者手当の所得制限を超えない者
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

⑧意思疎通支援者派遣事業

内 容	聴覚障がい者等が病院、学校、公的機関等に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者又は要約筆記者の派遣をします。(派遣内容には範囲があります)
対象者	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある者
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)


⑨盲導犬飼育助成

内 容	盲導犬の飼育等に要する経費を1頭につき月額3,000円を補助します。
対象者	視覚障がい者で盲導犬を使用する者
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

⑩出張美容サービス

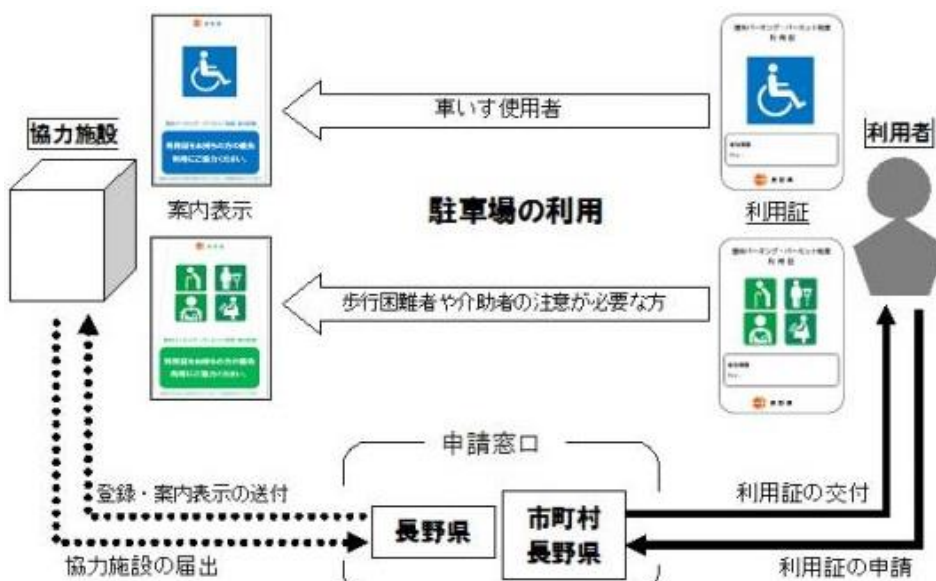
内 容	理容所・美容所への来店が困難な場合、在宅で出張による理容・美容サービスを受けることができます。		
窓 口	下記の各支部又は県事務局へお問い合わせください。		
	支部名	長野県理容生活衛生同業組合	長野県美容業生活衛生同業組合
	佐久	0267-86-3179	0267-68-2186
	小北	0267-22-0761	同上
	上小	0268-38-2564	0268-22-7102
	県 事務局	0263-33-6650	026-228-0404

⑪ヘルプマーク

内 容	援助や配慮を必要としている方がカバン等に付けて使用し、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるように作成されたマークです。 
対象者	義足、人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいのある方、難病の方、妊娠初期の方などで外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方
窓 口	町民課 保健福祉係 (Tel0267-88-8407)

⑫信州パーキングパーミット制度（障がい者等用駐車場利用証制度）

内 容	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている専用案内表示のある駐車区画を利用できる県内共通の「利用証」を交付する制度です。				
対象者	区 分		交付基準		
	身体障がい者	視覚障がい	身体障害者手帳	4級以上	
		聴覚障がい		3級以上	
		ろうあ		3級以上	
		平衡機能障がい		5級以上	
		肢体不自由		上肢	2級以上
				下肢	6級以上
				体幹	5級以上
					脳原性
				移動機能	
		心臓機能障がい		4級以上	
		じん臓機能障がい		4級以上	
		呼吸器機能障がい		4級以上	
		ぼうこう又は直腸の機能障がい		4級以上	
		小腸機能障がい		4級以上	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上	
	肝臓機能障がい	4級以上			
知的障がい者	療育手帳 A 1 又は A 2				
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 1 級				
発達障がい者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者				
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者及び特定疾患医療受給者				
※区分ごとに有効期間があります					
窓 口	町民課 保健福祉係（TEL0267-88-8407）				



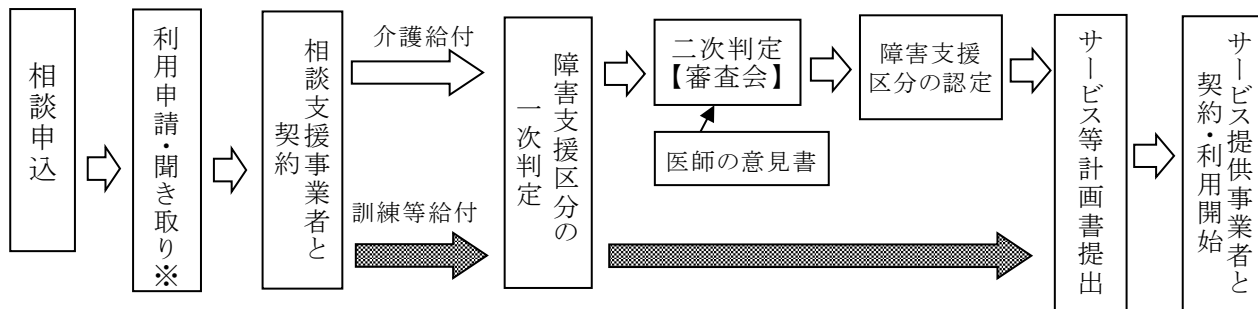
利用証は申請者の状況に応じて「車いす使用者の利用証」又は「車いす使用者以外の利用証」のいずれかを交付します。利用証は賛同する協力施設の専用案内表示のある区画で利用できます。

8 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには日常生活に必要な支援（介護等）を受けられるものや、自立した生活に必要な知識や技術を身に付けられるものがあります。

	名称	内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の補助などを行います。
	行動援護	行動上、著しい困難を伴う場合、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動支援を行います。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出時において、移動に必要な情報を提供し、同行して移動支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	日中活動系の障がい福祉サービスを経て一般企業に雇用された人に、一定期間、就労に伴い生じている課題解決に向け、企業への訪問や相談等の支援を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者入所施設、グループホーム、精神科病院から地域での一人暮らしを始められた人へ、自立した生活を営むために一定期間、定期的な訪問や相談等の支援を行います。
その他	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成や一定期間ごとの見直しなどの支援を行います。
	地域移行支援	障害者施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者の方へ常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

<利用の流れ> ※保健福祉係では申請に係る方が給付の対象となるかどうかを確認します。



<利用者負担>

負担が大きくなりすぎないように、所得に応じてひと月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） （注）入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注）入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者が市町村民税課税世帯の場合は「一般2」となります。

※介護保険でサービスを受けられる方は介護保険法によるサービスが優先となります。

<所得を判断する世帯の範囲>

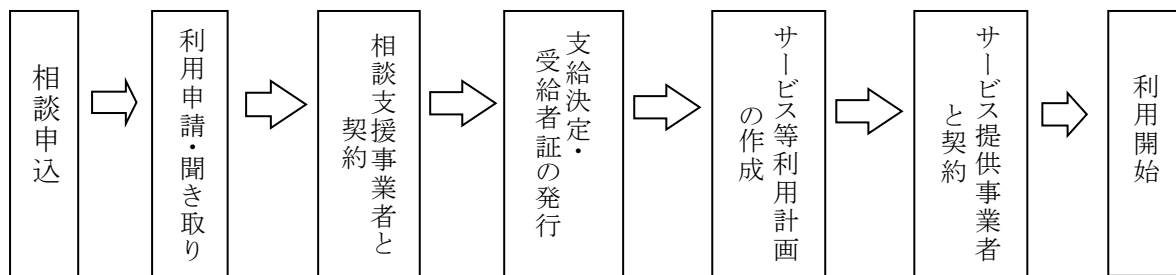
種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18, 19歳を除く）	障がいのある人とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18, 19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

9 障がい児を対象としたサービス

児童福祉法に規定される障害児を対象とした施設・事業のうち、通所サービスの支給を町が行っています。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

	名称	内容
障害児通所支援	児童発達支援 (福祉型・医療型)	未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本動作や知識技能を習得するとともに、集団生活に適應できるよう指導、訓練、治療を行います。(治療は医療型のみ)
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい児で、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた場合、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練その他必要な支援を行います。
	放課後等 デイサービス	就学している障がい児が放課後や夏休み等の学校休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練を行うとともに社会との交流ができるよう指導、訓練を行います。
	保育所等訪問支援	保育所を利用又は利用予定の障がい児が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、訪問支援員が保育所等を訪問支援し、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児入所支援	福祉型 障害児入所施設	18歳未満の障がい児が入所し、保護及び独立自活に必要な知識や技能等について指導、訓練を受けます。
	医療型 障害児入所施設	18歳未満の障がい児が入所し、治療を受けるとともに、保護及び独立自活に必要な知識技能を習得し、日常生活の指導をうけます。
相談支援給	障害児相談支援	サービスの支給決定または変更前にサービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

<利用の流れ>



<利用者負担>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	町民税非課税世帯	0円	
一般1	町民税課税世帯 (所得割28万円未満)	居宅で生活する障害児	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

10 成年後見制度

成年後見制度は、誰もがその人らしい生活を地域で安心して送れるように手助けをする制度です。例えば知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、福祉サービスや施設の入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また契約の内容についてよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見支援センターが、この成年後見制度に関する総合的な相談を受けています。

窓 口	さく成年後見支援センター
電 話	0267-64-5255

11 相談機関等

相談内容		相談先機関	住所及び電話
障がい者についての相談、障害福祉サービス・障害者手帳に関すること		町民課 保健福祉係	立科町芦田 2532 Tel0267-88-8407
保健・福祉サービス利用の援助、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談（障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、専門職員が、面接・電話・訪問等を行う）		佐久障害者 相談支援センター	Tel0267-63-5177
18歳未満の方の相談・判定・指導		佐久児童相談所	Tel0267-67-3437
税金の相談	町 県 民 税 軽自動車税 (町 民 税)	総務課 税務係	立科町芦田 2532 Tel0267-88-8402
	普通自動車税 自動車取得税 (県 民 税)	東信県税事務所 (佐久地域振興局内)	佐久市跡部 65-1 Tel0267-63-3111
	所 得 税 (国 税)	佐久税務署	佐久市岩村田 1201-2 Tel0267-67-3460
年金の相談	国 民 年 金	町民課 住民係	立科町芦田 2532 Tel0267-88-8404
	厚 生 年 金	小諸年金事務所	小諸市田町二丁目 3-18 Tel0267-22-1082
職業相談		佐久公共職業安定所 小諸出張所	小諸市御幸町二丁目 3-18 Tel0267-23-8609
		佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷ	佐久市岩村田 1880-4 Tel0267-66-3563

佐久保健福祉事務所

内 容	障がい者などの生活の相談及び関係機関と連携をとり各種福祉制度の総合窓口になります。障がい者福祉・保健・医療に関する相談等に応じます。
電 話	福祉課 0267-63-3140

佐久児童相談所

内 容	療育手帳の判定、18歳未満の児童のあらゆる問題について、相談・指導を行っています。また、知的障がい者に関する問題について、家庭その他のからの相談に応じるとともに、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要な指導を行う知的障害者更生相談所も兼ねています。
電 話	0267-67-3437

民生・児童委員（各地区）

内 容	地域の中で、生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者等、援助を必要とする方々の相談、助言、情報提供等を行います。
-----	---

特別支援学校、教育事務所

内 容	障がいのある幼児、児童、生徒の成長、発達を図るための教育相談を行います。
窓 口	長野県総合教育センター、特別支援学校、教育事務所

社会保険事務所

内 容	障害年金に関する相談と、請求書・届書の受付を行っています。 政府管掌健康保険加入者と、被扶養者の医療保険に関する相談と、請求書・届書の受付を行っています。
窓 口	小諸年金事務所（TEL0267-22-1080）

長野県精神保健福祉センター

内 容	精神保健についての相談
電 話	026-227-1810

佐久公共職業安定所（ハローワーク佐久）

内 容	職業紹介、職業指導等の業務を行う国の機関です。 障がい者の職業相談・職業紹介を専門に行う担当者が配置されています。
電 話	0267-62-8609

長野障害者職業センター

内 容	公共職業安定所と連携しながら、職業相談や職業評価等の支援を行います。
電 話	026-227-9774